

年 月 日	争議発生 四月十七日		争議解決 四月二十日(罷業三ヶ月)	争議発生ノ 事業場名	久留米市徳平町 酒見新聞取次店		生産品ノ種類	九月新聞取次販賣	
	男	女			計	男		女	計
争議発生ノ 動機又ハ 誘因	本争議主謀者ハ大木九郎ニテ不良性ヲ帯ヒ一定ノ住居又ハ正業ナク各地ヲ徘徊シ争議前日タル四月十九日同店ニ入込ミタルモノニシテ他配達夫ヲ煽動シテ本争議ニ出テタルモノナリ		争議参加 員		六		六		
要 求	一、拡張料ハ理由、如何ニ不拘一部十五ヶヲ支給スルコト 二、配達集金ノ際ハ集金ノ如何ニ不拘一部十五ヶヲ支給スルコト 三、他ノ區域ヲ集金ノ時ハ一區ニ對シ五ヶヲ支給スルコト 四、部外料ハ月ニ出無ノ如何ニ不拘月五十ヶヲ支給スルコト 五、家事ノ手傳ハ手當ヲ支給スルコト 六、金元氏ハ当店ノ空氣ヲ乱ス者ナレバ直チニ退職サセルコト 七、此後店ノ都合ニ依テ解職ノ際ハ一月分ノ給料ヲ手當トシテ支給スルコト 八、折込料ハ店ニ割店員七割ヲ支給スルコト		争議解決 四月二十日		争議解決 四月二十日		争議解決 四月二十日		
條 項 ノ	一、此ノ事件ニ於テ犧牲者ヲ出ササルコト 二、食物ヲ良クスルコト		争議解決 四月二十日		争議解決 四月二十日		争議解決 四月二十日		

要 点	解 決 事 項	備 考
九、部数制度ナルカ故一軒ニ何部入レル共部数分ハ支給スルコト 一、此ノ事件ニ於テ犧牲者ヲ出ササルコト 二、食物ヲ良クスルコト	調停者ノ介在ナク當事者双方ノ協議ニヨリ嘆願書中第一、二、三、四、七、八、一〇ノ項承認 本件事業主酒見ヨリ九州日報久留米支局長松崎武雄ニ對シ本月十八日調停方ヲ依頼シタルモノ午後二至リ何等ノ効シ又奏セズ消滅トナレリ 事業主ニ於テハ大木カ煽動シタル事ヲ知り直チニ解雇セリ	外在労働団体 九州合同労働組合系 久留米合同労働組合